

石川県公報

令和2年10月7日(水曜日)

号 外

(第75号)

目 次

条 例		
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	1	○漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (水産課) 2
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	1	

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「をいう。」の下に「、高等学校の専攻科又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加える。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成二十七年石川県条例第四十三号)別表第一の三の項
- 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)別表第一第十五号

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十号

石川県税条例の一部を改正する条例

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「令和三年一月三十一日」を「令和八年一月三十一日」に改める。

附則第十条の二の二を附則第十条の二の三とし、附則第十条の二を附則第十条の二の二とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る法人税割の税率の特例）

第十条の二 前条第一項の規定の適用がある場合において、令和三年二月一日から令和五年一月三十一日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割に係る同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の一・八」とあるのは「百分の一・四」と、同条第二項中「一・八分の〇・八」とあるのは「一・四分の〇・四」とする。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十条の二を削り、附則第十条の二の二を附則第十条の二とし、附則第十条の二の三を附則第十条の二の二とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の石川県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、令和五年二月一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 石川県税条例の一部を改正する条例（令和二年石川県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中石川県税条例附則第十条の改正規定の次に次のように加える。

附則第十条の二中「及び各連結事業年度分」を削る。

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和二年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十一号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 石川県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「第八十五条第六項」を「第百三十七条第六項」に、「第百十一条」を「第百五十一条」に、「第百三十二条」を「第百七十三条」に改める。

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中「、監査委員並びに海区漁業調整委員会の委員」を「並びに監査委員」に改め、同号ハ中「収用委員会の委員」の下に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

(石川県手数料条例の一部改正)

第三条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表二十の項中7及び8を削り、同項6中「第三十六条第一項(同条第四項)」を「第八十八条第一項(同条第五項)」に改め、同項中6を8とし、同項5中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項中5を7とし、同項4中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項中4を6とし、同項3中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項中3を5とし、同項2中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第七十二条第六項」に改め、同項中2を4とし、同項1中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同項中1を3とし、その前に次のように加える。

1 法第五十七条第一項の規定による漁業(五トン以上の漁船を使用して行うものに限る。2において同じ。)の許可の申請に対する審査	漁業許可申請 手数料	二千九百円	
2 法第五十八条において読み替えて準用する法第四十七条の規定による漁業の変更の許可の申請に対する審査	漁業変更許可 申請手数料	二千四百円	

別表二十の項10中「規定する漁場図」を「規定する免許漁業原簿(漁場図に限る。)」に改める。

附 則

- この条例は、令和二年十二月一日から施行する。
- 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第十五条第二項の規定

により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責については、第二条の規定による改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。